

# 主要事業個別シート(第2次実施計画/H27・28年度)

ver.1.01

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部/教育委員会事務局
	27012	生活困窮者自立支援事業	室名	地域福祉室/学校教育室
	基本施策の大綱	04:生きがいを持てる福祉の展開	会計	01:一般会計
	基本施策	06:社会保障の充実	款	03:民生費/10:教育費
	施策の方向	03:低所得者への支援	科目	
戦略プロジェクト	-	目		
事業予定期間	H 27 ~ H - 年度	主な根拠法令要綱等	生活困窮者自立支援法第4条、第5条、第6条第1項第3号及び第4号	

② 目的・概要	対象	生活困窮者
	目的	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対する自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行された。 これに伴い、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計相談支援事業、学習支援事業に取り組み、これまでの制度の狭間に置かれていた生活困窮者の自立の促進を図る。
	概要	①自立相談支援:個々の状況に応じた支援プランを作成し、伴走的な支援を継続して行う。 ②住居確保給付金:離職等により所得が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を給付する。 ③家計相談:公的制度の利用支援や家計に関する継続的な指導を実施し、必要に応じ貸付の斡旋を行う。 ④学習支援:家庭の実情に応じた柔軟な事業運営により、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行う。

		平成27年度	平成28年度	
③ 年度別事業計画	《必須事業》	①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置	①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内)、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置	
		②住居確保給付金(国庫負担3/4) 単身者33,400円、複数世帯43,400円(月額) 原則3ヶ月、最長は9ヶ月間まで	②住居確保給付金(国庫負担3/4):単身者33,400円、複数世帯43,400円(月額)、原則3ヶ月、最長は9ヶ月間まで	
	《任意事業》	③家計相談支援事業(国庫補助1/2):家計相談支援員(嘱託職員)を1名を配置	③家計相談支援事業(国庫補助1/2):家計相談支援員(嘱託職員)を1名を配置	
	④学習支援事業(国庫補助1/2) 学校教育室が、支援スタッフの教員免許所有者、大学生、社会人等を募り支援を行う。	④学習支援事業(国庫補助1/2):学校教育室が、支援スタッフの教員免許所有者、大学生、社会人等を募り支援を行う。		
	計画額	事業費	20,000千円	20,000千円
		国庫支出金	12,650千円	12,650千円
		県支出金		
		地方債		
		その他		
	予算額	事業費	17,319千円	17,396千円
国庫支出金		11,140千円	12,277千円	
県支出金				
地方債				
その他				
期間内総事業費(H27・H28)①		40,000千円	40,000千円	
期間外事業費(H29以降)②		-	-	
		総事業費 (①+②)	-	

		平成27年度	平成28年度	(参考・平成29年度)	
④ 指標	① 補足	名称 相談窓口を利用した件数	計画値 180	180	180
		年間の延べ件数	単位 件	件	件
	② 補足	名称 家計相談の支援件数	計画値 30	30	30
		年間の延べ件数	単位 件	件	件
③ 補足	名称 学習支援事業の実施回数	計画値 100	120	140	
	グループ単位での学習支援活動における年間延べ実施回数	単位 回	回	回	
④ 補足	名称 学習支援事業に参加した世帯件数	計画値 40	40	40	
	年間の延べ参加世帯数	単位 件	件	件	

# 事務事業評価シート

H28(主要事業)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	健康福祉部/教育委員会事務局
	27012	生活困窮者自立支援事業	室名	地域福祉室/学校教育室
	基本施策の大綱	04:生きがいを持てる福祉の展開	財	会計
	基本施策	06:社会保障の充実	務	款
	施策の方向	03:低所得者への支援	科	項
戦略プロジェクト	-	目	目	0

② 目的・概要	対象	生活困窮者
	目的	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対する自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行された。これに伴い、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計相談支援事業、学習支援事業に取り組み、これまでの制度の狭間に置かれていた生活困窮者の自立の促進を図る。
概要	①自立相談支援:個々の状況に応じた支援プランを作成し、伴走的な支援を継続して行う。 ②住居確保給付金:離職等により所得が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を給付する。 ③家計相談:公的制度の利用支援や家計に関する継続的な指導を実施し、必要に応じ貸付の斡旋を行う。 ④学習支援:家庭の実情に応じた柔軟な事業運営により、希望する児童生徒に対し学習支援や保護者相談を行う。	

		27年度	28年度
①	名称	相談窓口を利用した件数	計画値 180
	補足	年間の延べ件数	実績値 373
			単位 件
②	名称	家計相談の支援件数	計画値 30
	補足	年間の延べ件数	実績値 62
			単位 件
③	名称	学習支援事業の実施回数	計画値 100
	補足	グループ単位での学習支援活動における年間延べ実施回数	実績値 63
			単位 回
④	名称	学習支援事業に参加した世帯件数	計画値 40
	補足	年間の延べ参加世帯数	実績値 22
			単位 件

年度計画				年度実績				
④ 事業の計画・実績	《必須事業》				《必須事業》			
	①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口の開設(亀山市社会福祉協議会内)、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種の配置				①自立相談支援事業(国庫負担3/4) 相談窓口を亀山市社会福祉協議会に設置し、主任相談支援員、相談支援員(兼)就労支援員の3職種2名(正規1名、嘱託1名)を配置。			
	②住居確保給付金(国庫負担3/4):単身者33,400円、複数世帯43,400円(月額)、原則3ヶ月、最長は9ヶ月間まで				②住居確保給付金(国庫負担3/4) 複数世帯1世帯に対して、3カ月分を支給した。			
	《任意事業》				《任意事業》			
	③家計相談支援事業(国庫補助1/2):家計相談支援員(嘱託職員)を1名を配置。				③家計相談支援事業(国庫補助1/2) 家計相談支援員(嘱託1名)を配置。			
	④学習支援事業(国庫補助1/2):学校教育室が、支援スタッフの教員免許所有者、大学生、社会人等を募り支援を行う。				④学習支援事業(国庫補助1/2)学校教育室が支援スタッフ(教員免許所有者、大学生、社会人等)を募り、市内3中学校を対象に実施			
	事業費	事業費	計画額	予算額	決算額	総人件費 ①	3,662	平均給与額×③
		国庫支出金	12,650	12,277	12,278	一般職員人件費 ②	3,662	
		県支出金		0		所要人員 ③	0.50	
		地方債		0		臨時職員人件費 ④	0	
	その他		0		受益者負担額 ⑤			
	一般財源	7,350	5,119	4,358	受益者負担率	0.0%	⑤ / ⑥	
再掲	翌年度への繰越額							
	前年度からの繰越額		0					
	総人件費		①	3,662				
	総コスト		⑥	20,298				

⑤ 事業の評価	【事業の成果】	総合判定
	本市の新規相談件数は104件/年であった。前年度の144件/年より少ない相談件数であったものの、毎月開催される支援調整会議で個々の支援プランを協議、決定し、個々の世帯に対してきめ細かい支援がなされた。学習支援については、毎週土曜日に開催し、生活困窮世帯等の生徒の基礎学力向上と学習機会の保障につながった。さらに、受験前には回数を増やすなど、参加者のニーズに合わせて開催した。先生方的一对一で質問できる環境であるため分からないことを積極的に質問し、前向きに学習に取り組む姿勢が培われている。	<b>A</b> 順調に進んだ

⑤ 事業の評価	【反省点・課題】
	新規相談件数は、国が示す目標値をやや下回っているものの、相談者は経済的理由だけでなく、様々な要因が絡み合い困窮している状態であり、個々の抱えている問題を的確に把握し、課題解決に向け関係機関と連携し、継続した支援が必要である。学習支援事業については、保護者への啓発を図り、参加者数をさらに増やしていく必要がある。

⑤ 事業の評価	【改善の方向性】
	自立相談支援機関と連携し、引続き制度の周知を行い、生活困窮の状態が深刻になる前に自立した生活ができるように包括的、伴走的な支援を行う。学習支援事業については、小学校6年生時の就学援助申請家庭に向けて学習教室の案内を送付したり、中学校と協力し、保護者懇談会等を通じて対象家庭の保護者への広報・啓発を行う。また、参加者のニーズに合わせて土曜日以外の開催や長期休業中の開催等を検討していく。

事業目的の妥当性: 適切	有効性: 適切	最終評価確認者: 地域福祉室長 水谷、学校教育室長 西口
--------------	---------	------------------------------